

定 款

ミクロン精密株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はミクロン精密株式会社と称し、英文では MICRON MACHINERY CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 工作機械及び各種機械の製造並びに販売
2. 工作機械及び各種機械のリース
3. 各種機械及び機材の輸入並びに販売
4. 中古の工作機械及び各種機械の買取、修理、販売
5. 医療機器の製造並びに販売
6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を山形市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2, 700 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3、当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2、取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4、取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第22条 当会社に監査役3名以内を置く。

(選任)

第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2、監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第 6 章 取締役、監査役の責任免除

(損害賠償請求の一部免除)

第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償請求を、法令が定める範囲で免除することができる。

2、当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 29 条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

(配当金の配当の基準日)

第 30 条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年 8 月末日、中間配当は毎年 2 月末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

- 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。
- 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

最終改正日 2022 年 11 月 25 日